

令和5年第15回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和5年11月28日 午前10時00分														
	場 所	大会議室														
開 会 日 時		令和5年11月28日 午前10時00分														
閉 会 日 時		令和5年11月28日 午前10時40分														
出 席 委 員		田 辺 正 保														
		濱 秀 利														
		森 脇 直 美														
		成 澤 幸 恵														
欠 席 委 員																
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善														
	委 員	田 辺 正 保														
会 議 出 席 者	事務局職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">管理課長</td> <td style="width: 50%;">諸 井 公</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> <td>川 越 一 寿</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長補佐</td> <td>車 塚 洋</td> </tr> <tr> <td>情報館館長</td> <td>川原田 恵</td> </tr> <tr> <td>海事記念館長</td> <td>菅 原 卓 己</td> </tr> <tr> <td>B&G海洋センター所長</td> <td>千 葉 隆 行</td> </tr> <tr> <td>管理課総務係長</td> <td>神 奈 緒 美</td> </tr> </table>	管理課長	諸 井 公	生涯学習課長	川 越 一 寿	生涯学習課長補佐	車 塚 洋	情報館館長	川原田 恵	海事記念館長	菅 原 卓 己	B&G海洋センター所長	千 葉 隆 行	管理課総務係長	神 奈 緒 美
	管理課長	諸 井 公														
生涯学習課長	川 越 一 寿															
生涯学習課長補佐	車 塚 洋															
情報館館長	川原田 恵															
海事記念館長	菅 原 卓 己															
B&G海洋センター所長	千 葉 隆 行															
管理課総務係長	神 奈 緒 美															
その他の者																

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議案)	
	議案第55号	令和5年度厚岸町一般会計補正予算(教育費)について【原案可決】
	議案第56号	厚岸町教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第57号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
6		閉会

令和5年第15回厚岸町教育委員会

令和5年11月28日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和5年第15回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2、「会期の決定」についてであります。委員会の会期を、本日、11月28日の1日間としてよろしいですか。

 (はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日11月28日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和5年10月25日に開会した第14回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の成澤委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、田辺委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第55号「令和5年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第55号「令和5年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

令和5年12月6日から開会される「第4回厚岸町議会定例会」に上程する、令和5年度厚岸町一般会計補正予算の教育費に関する予算を厚岸町長に申し出いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、本案を提出するものであります。

初めに、教育費全体の歳入・歳出予算について、議案第55号の別紙「令和5年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」によりご説明いたします。

初めに歳入であります。

1 ページをご覧ください。

16款「国庫支出金」、現予算額1,524万円から94万円を計上し、補正後の予算額は1,533万4千円、17款「道支出金」現予算額14万6千円から2万1千円を計上し、補正後の予算額は、16万7千円となり、教育費全体では、現予算額1,538万6千円から11万5千円を計上し、補正後の予算額は、1,550万1千円となります。

次に歳出であります。3 ページをご覧ください。

9 款「教育費」、現予算額4億91万1千円から1,882万2千円を計上し、補正後の教育費の予算額は4億1,973万3千円となります。

詳細につきましては、各課からご説明申し上げます。

それでは、私からは管理課所管の補正予算についてご説明いたしますが、12月補正予算に関しましては、当初予算に未計上で新たに発生した事業、また3月補正予算までに予算不足が生じる事業が主な内容であります。

1 ページにお戻りください。

歳入であります。

16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、8目、教育費国庫補助金、1節、教育総務費補助金14万6千円の減であります。

部活動の地域移行に係る「地域スポーツクラブ活動体制整備事業等補助」であります。部活動の地域移行に係る体制整備の本補助金は、令和5年度当初予算見積締切期日が切迫している時に連絡がありました。

補助事業を申請するにあたり、当初予算に計上する必要がありましたが、この時点において、この部活動の地域移行の担当部署が決定されていないことから、管理課総務係において当初予算を計上したところです。

その後、担当部署について協議を行い、部活動の地域移行については、生涯学習課で進めることとなり、今回の補正予算において管理課所管の予算から皆減するものであります。

続いて、2節、小学校費補助金102万円の増であります。感染症流行下における学校教育活動体制整備事業として、教室等における効果的な換気の実施に必要な備品の整備に係る経費の1/2相当の補助金で、事業内容については歳出で説明いたします。

続いて、3節、中学校費補助金102万円の増であります。計上理由は、2節、小学校費補助金と同様でありますので、説明は割愛させていただきます。

次に、17款、道支出金、2項、道補助金、8目、教育費道補助金、1節、教育総務費補助金、14万6千円の減であります。

前段の16款、国庫支出金、1節、教育総務費補助金でもご説明しましたが、部活動の地域移行に係る補助金で、内容については、16款、国庫支出金、1節、教育総務費補助金と同様でありますので、説明は割愛させていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に歳出であります。3ページをご覧ください。

9款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費、補正額に増減はありませんが、内容は、手数料は安全運転管理者変更に伴う運転履歴証明書発行手数料1千円の増、負担金は北海道社会保険協会への負担金確定に伴う1千円の減となっております。

次に、3目、教育振興費45万5千円の減。

内容は、部活動の地域移行検討協議会に係る経費で事務所管が管理課から生涯学習課となったことによる減であります。

続きまして、3ページ中段から6ページ上段まで、2項小学校費、1目、学校運営費157万8千円の増であります。

主に、減額補正は学校備品のメンテナンスに係る手数料減、増額補正は、学校の燃料及び電気代の増であります。

続いて、2目、学校管理費225万1千円の増。

主に学校施設・設備の修繕、遊具安全点検委託料の増であります。

続いて、3目、教育振興費91万7千円の増。

学校給食における地元食材の提供機会をより多くするため、賄材料費を増額補正するものであります。

続いて、4目、諸費210万円の増であります。

歳出の16款、国庫支出金において、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業として、教室等における効果的な換気の実施に必要な備品の整備についての補助金を計上させていただいておりますが、国の感染症対策補助事業は、教室等における効果的な換気の実施に必要な備品の整備に係る経費を支援するものであり

ますが、温湿度管理を両立するための冷暖房器具の購入も補助対象となることから、追加事業として各学校の保健室にエアコン1台を整備する内容であります。

次に、5ページ中段から8ページ上段まで、3項、中学校費、1目、学校運営費348万6千円の増。

主に、減額補正は学校備品のメンテナンスに係る手数料減、増額補正は、学校の燃料及び電気代の増であります。

次に、2目、学校管理費10万円の減であります。

主な内容は、学校施設・設備の修繕の増と、校務補用車両整備事業の車両購入に係る金額確定による減であります。

次に、3目、教育振興費61万1千円の増。

小学校費でもご説明させていただきましたが、学校給食における地元食材の提供機会をより多くするため、賄材料費を増額補正する内容であります。

次に、4目、諸費210万円の増。

小学校費の4目、諸費でご説明させていただいた内容と同様でありますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、ページが飛びまして、11ページ最終段から14ページまで、6項、保健体育費、4目、学校給食費247万7千円の増。学校給食センター運営に係る調理用器具の老朽に伴う消耗品の購入や、施設用燃料費及び電気料の増、調理器具、ボイラーや洗浄設備の不良による修繕に伴う増、保守点検委託料確定に伴う減であります。

なお、修繕に係る予算については、学校給食の提供に支障をきたことから、予算流用し修繕を行っております。

以上、大変簡単な説明でございますが、管理課所管の補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●生涯学習課
長

それでは私からは、生涯学習課に関する補正予算について、ご説明いたします。金額が低いようなもの、微調整等につきましては、割愛させていただきますので御理解いただきたいと思います。

事項別明細書 1 ページ、2 ページをご覧ください。
歳入であります。

16款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、8 目、教育費国庫補助金、7 節、防衛施設周辺整備事業補助金、6, 300 千円の減は、情報館のコンピューター実習室の機器更新に係る「情報館パソコン等購入事業」2, 300 千円、及び、B & G 海洋センターの1.5 t トラック購入に係る「宮園公園車両整備事業」4, 000 千円の合計額で、交付金メニューの振替により当初計上した交付金の全てを減額するものであります。

交付金の振り替え先は、下段の8 節、再編訓練移転等交付金であります。両事業共に、入札執行が終了し、事業費及び交付金額が確定したことから、歳入は「情報館パソコン等購入事業」が1, 200 千円、「宮園公園車両整備事業」が3, 300 千円となったところであります。

次に、17款、道支出金、2 項、道補助金、8 目、教育費道補助金、6 節、保健体育費補助金167 千円の増は、当初、部活動の地域移行に関する予算を管理課で計上しておりましたが、所管を生涯学習課にとし「部活動地域移行検討協議会」の運営費として、生涯学習課予算において、「地域スポーツ・文化芸術活動体制整備事業費」として新たに計上するものであります。内訳は、歳出で説明いたします。

次に、7 ページ、8 ページをご覧ください。9 款、教育費、5 項、社会教育費、2 目、生涯学習推進費、010、生涯学習活動285 千円の減、9 ページ、10 ページをご覧ください。これは、先日開催しました「生涯学習講演会」に係る費用であります。当初、講師の派遣について委託料として385 千円計上しておりましたが、個人講師へ

の依頼となったことから、委託料385千円を全て減額し、謝礼金100千円を追加するものであります。

4目、文化財保護費、020、文化財保護208千円の増は、過去に町内で発見されたアイヌ遺骨に係る慰霊祭及び、厚岸神楽同好会、北海道文化財功労者表彰式引率等の旅費197千円の増のほか、高速道路使用料の増であります。

5目、博物館運営費、020、海事記念館478千円の増は、物価高騰に伴う燃料費及び光熱水費の増、6目、情報館運営費、3事業にわたり471千円の減、内訳として、020、厚岸情報館801千円の増は、主に、物価高騰に伴う電気料として、光熱水費651千円の増、修繕料332千円の増は、暖房用デジタル指示調節計の故障による交換費用、委託料169千円の増は、施設清掃委託に係る業務単価の増額によるものであります。

030、厚岸情報館分館、11ページから12ページにわたり、記載のとおりであります。

100、情報館備品整備事業1,354千円の減、主に歳入で説明した「情報館パソコン等購入事業」のコンピューター実習室のパソコン機器8台の更新について、入札終了による事業費確定による備品購入費1,270千円の減であります。

次に6項、保健体育費、2目、社会体育費、2事業にわたり2,056千円の増、011、部活動地域移行検討協議会253千円の増は、今年度設立した「部活動地域移行検討協議会」の運営費で、協議会委員の謝礼金や旅費等の計上で、それぞれ記載のとおりであります

040、スポーツ施設1,803千円の増、物価高騰に伴う燃料費及び光熱水費の増のほか、B&G海洋センター窓ガラス及びパークゴルフ場の木製の橋の修繕等に911千円等の計上であります。

次に、3目、温水プール運営費、040、温水プール1,871千円の増、主に、物価高騰に伴う燃料費及び光熱水費

の増額で、燃料費は839千円、光熱水費は834千円の増、
修繕料160千円の増は、主に、塩素注入ポンプの老朽
化による取り替え138千円となっております。

以上、簡単な説明であります。生涯学習課に関する
補正予算要望の内容となります。ご審議のうえ、ご承
認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

内容は、町議会第4回定例会に提出される教育費に係
る補正予算の町長への申出についてであります。

これから質疑を行います。課ごとに区切って進めたい
と思います。はじめに、管理課についてお願いします

●濱委員 6頁の2の学校管理費の修繕料の内容は224万円と金額
が大きいので主なものでいいので詳細を教えてください。

●管理課長 主にと言うことでご説明いたします。厚岸小学校の非常
用設備の蓄電池の14万1千円の交換と、これからの工
事になりますが、太田小学校の電話回線増設工事に72万
円、これらの工事となります。

●教育長 他にございませんか。
(ありません。の声)

●教育長 次に生涯学習課お願いします。

●濱委員 情報館のパソコンですが、当初の予定より結構、安くな
っていますが、スペックやその他の部分で大丈夫なので
しょうか。

●生涯学習課
長 スペックは更新の度にバージョンアップしており、充実
した内容となっております。おおむね、7年を目処に更
新しております。性能もスペックもアップしております。

- 教育長 他にございませんか。
(ありません。の声)
- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいでしょうか
(ありません。の声)
- 教育長 では、そのように決定いたします。
- 教育長 次に議案第56号「厚岸町教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。
- 管理課長 ただ今上程いただきました、議案第56号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。
議案書2ページをお開き願います。
厚岸町教育委員会事務決裁規程につきましては、教育長の権限に属する事務について決裁権限を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事務の決定の適正化に資するとともに、事務の能率的な処理を図ることを目的としております。
今回の改正につきましては、本年4月1日に、教育委員会の組織機構が見直しされ、スポーツ課が生涯学習課に統合されたことから、事務決裁規程の別表の改正が必要となったため、本訓令を制定するものであります。
それでは改正内容の説明をさせていただきます。議案書2ページをご覧ください。
議案第56号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。
改正内容につきましては、別にお配りしている議案第

56号説明資料「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表」により、ご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。

先ほどご説明申し上げましたとおり、本年4月1日に、教育委員会の組織機構が見直しされ、スポーツ課が生涯学習課に統合されたことから、事務決裁規程の別表第1、共通決裁事項の「1 庶務に関する事項」の「(6) 教育執行方針に関すること。」の合議先に記載の、「スポーツ課長」を削るものであります。

議案書2ページをご覧ください。

附則であります。この訓令は、令和5年11月28日から施行し、改正後の厚岸町教育委員会事務決裁規程の規定は、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

本来であれば、本年4月に開催の第5回厚岸町教育委員会の第33号議案、「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」で、スポーツ課に関する事項を削る改正におて行うべきでありましたが、事務局の確認不足により、今回の教育委員会での提案となってしまいました。大変申し訳ございませんでした。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●教育長

内容は令和5年4月1日からスポーツ課が生涯学習課に統合されましたが、厚岸町教育委員会事務局庶務規則の一部に「スポーツ課長」の文言が残っていたことから削除する一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいでし

ようか

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第57号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第57号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動や組織見直しによりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。

内容については、議案第57号説明資料「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令新旧対照表」にてご説明いたしますので、そちらをご覧ください。

まず、厚岸町教育委員会の定数であります。厚岸町職員定数条例第2条に規定する別表により37名とされております。

まず、「1 教育委員会事務局」ですが、これは管理課・生涯学習課の職員になります。

本年4月1日にスポーツ課が生涯学習課に統合されたこと等により、課長1名の減、主幹・係長1名の増、主査・主任・主事で3名の減としております。

職員数の計は17名から14名としております。

次に、「2 教育機関」の職員ですが、「(2) 海事記念館の欄は学芸員1名の定数増であります。

次に、スポーツ課が生涯学習課に統合されたことに伴い、(4)として、海洋センターの欄を追加しております。

所長1名、主幹・係長1名、主査・主任・主事2名としております。

次に、温水プールですが、改正前は「(4) 温水プール」と規定していましたが、改正後は「(5) 温水プール」と改正し、館長1名の増としております。

次に、学校ですが、改正前は「(5) 学校」と規定していましたが、改正後は「(6) 学校」に改正しております。

職員数の計は17名から23名となっております。

教育委員会全体では34名から37名へ3名増の定数となっております。

議案書4ページをご覧ください。

附則であります。この訓令は、令和5年11月28日から施行し、改正後の厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の規定は、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

本来であれば、人事異動やスポーツ課が生涯学習課へ統合される際に改正を行うべきでありましたが、事務局の確認不足により、今回の教育委員会での提案となってしまいました。大変申し訳ございませんでした。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、令和5年4月1日からスポーツ課が生涯学習課に統合されましたが、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の定数改正が必要でありながら改

正されていない箇所があることによる、訓令の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 この訓令は、34名から37名に変わったからで海洋センターの部分が新たに増えたからなんでしょうが、海洋センターは別の方に入っていたのでしょうか。

●管理課長 本年3月31日までスポーツ課として、教育委員会事務局に海洋センターが入っていましたが、4月1日からのスポーツ課が生涯学習課に統合したことにより、事務局分が減り、海洋センター分が増えたということになります。

そして、定数が3名増えたことになりますが、定数以内であればいいのであって職員数ではありませんので、それ以内であれば良いということになります。

●田辺委員 実質的には定数が決まっていますが、兼務発令の場合は、定数の中に入っているのでしょうか

●管理課長 本務の者をカウントし、兼務発令は入っておりません。

●教育長 他にございませんか。
(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいでしょうか
(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。
(ありませんの声)

●教育長

なければ、以上で、本日の会議日程は全て終了しました。これをもちまして、第15回教育委員会を閉会します。